

令和4年度計算書類に対する注記 法人全体用

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし。

2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等－償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品－定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース料総額から利息相当額の合理的見積額を控除しない方法による。リース資産及びリース負債はリース料総額で計上され、支払利息は計上されず、減価償却費のみが計上される。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金－将来支給する退職金のうち当該会計年度までに計上すべき額を退職給付引当金として計上する。
 - ・賞与引当金 ー 賞与のうち当該会計年度の負担に属する額を賞与引当金として計上する。
重要性が乏しいと認められる場合はこれを計上しないことができる。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

福祉医療機構全国共済
大阪民間社会福祉施設従事者共済会

令和4年度計算書類に対する注記 法人全体用

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式）
- (2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式）
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）

当法人において設定する事業区分、拠点区分及びサービス区分は以下のとおりとする。

- (1) 社会福祉事業区分
 - ① 法人本部拠点区分
 - ② 子供の家拠点区分
 - ア 児童養護施設「子供の家」事業
 - イ 地域小規模児童養護施設「フォスターホーム」事業
 - ウ 子育て支援事業
 - エ 地域小規模児童養護施設リーラハウス事業
 - ③ 光華苑拠点区分
 - ア 養護老人ホーム「光華苑養護」事業
 - イ 特定施設入居者生活介護（予防）「光華苑特定」事業
 - ④ 春菊苑拠点区分
 - ア 特別養護老人ホーム「春菊苑特養」事業
 - イ 短期入所生活介護（予防）「春菊苑ショーステイ」事業
 - ⑤ 茨木診療所拠点区分
 - ⑥ 静華苑拠点区分
 - ア 通所介護（予防）「静華苑デイサービス」事業
 - イ 訪問介護（予防）「静華苑ホームヘルパー」事業
 - ウ 居宅介護支援「慶徳会ケアプラン」事業
 - エ 老人介護支援センター「静華苑在介センター」事業
 - ⑦ 真華苑拠点区分
 - ア 軽費老人ホーム「真華苑」事業
 - ⑧ 常清の里拠点区分
 - ア 特別養護老人ホーム「常清の里特養」事業
 - イ 短期入所生活介護（予防）「常清の里ショートステイ」事業
 - ウ 通所介護（予防）「常清の里デイサービス」事業
 - エ 認知症対応型通所介護（予防）「常清の里認知症デイサービス」事業
 - オ 介護予防支援「常清の里予防」事業
 - カ 地域包括支援センター「常清の里包括」事業
 - キ 老人介護支援センター「常清の里 在介センター」事業
 - ク 診療所「常清の里診療所」事業
 - ⑨ 西河原拠点区分
 - ア 通所介護（予防）「西河原デイサービス」事業
 - イ 西河原多世代交流センター事業
 - ウ 茨木市シルバーハウジング生活援助員派遣事業
 - ⑩ ふじい拠点区分
 - ア 認知症対応型共同生活介護（予防）「ふじい」事業
 - ⑪ しみず拠点区分
 - ア 生活介護事業
 - イ 短期入所事業
 - ウ 放課後等デイサービス事業
 - エ 日中一時支援事業（日帰りショートステイ事業）
 - オ 障害者相談支援事業
 - ⑫ 小規模多機能施設拠点区分
 - ア 小規模多機能型居宅介護（予防）「ききょう」事業
 - イ 小規模多機能型居宅介護（予防）「なでしこ」事業
 - ウ 小規模多機能型居宅介護（予防）「はぎ」事業
 - ⑬ 社会貢献事業拠点区分
 - ア 社会貢献事業
- (2) 公益事業
 - ① 春菊荘拠点区分
 - ア 有料老人ホーム「春菊荘」事業
 - ② 見付山めぐみの里拠点区分
 - ア サービス付き高齢者向け住宅「見付山めぐみの里」事業
 - ③ 利用者運送事業拠点区分
 - ア 利用者運送事業
 - ④ 介護職員養成研修拠点区分
 - ア 介護職員養成研修事業
 - ⑤ 茨木中条地域包括支援センター
 - ア 茨木中条地域包括支援センター
 - イ 介護予防支援「茨木・中条予防」事業
- (3) 収益事業

令和4年度計算書類に対する注記 法人全体用

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- ① ローズハイツ拠点区分
ア 不動産賃貸業「ローズハイツ茨木」事業

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
土地	2,848,988,299		6,051,093	2,842,937,206
建物				
建物	1,431,802,429	118,123,700	75,306,282	1,474,619,847
機械及び装置(付属設備)	65,308,490	2,643,765	11,079,799	56,872,456
構築物	83,886		41,939	41,947
合計	4,346,183,104	120,767,465	92,479,113	4,374,471,456

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

該当なし。

円

計

円

該当なし。

円

計

円

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
土地	2,842,937,206		2,842,937,206
建物			
建物	3,582,300,430	2,107,680,583	1,474,619,847
機械及び装置(付属設備)	313,253,295	256,380,839	56,872,456
構築物	5,022,802	4,980,855	41,947
その他の固定資産			
土地	178,739,586		178,739,586
建物			
建物	202,260,860	160,376,379	41,884,481
建物付属設備	45,433,981	30,624,583	14,809,398
構築物	933,250	930,708	2,542
構築物	19,397,300	8,934,326	10,462,974
機械及び装置	24,256,678	14,579,624	9,677,054
車輛運搬具	23,951,645	20,475,599	3,476,046
器具及び備品	431,546,791	348,572,313	82,974,478
有形リース資産	30,297,960	9,907,150	20,390,810
権利	3,387,168	1,588,536	1,798,632
ソフトウェア	70,795,557	54,288,380	16,507,177
合計	7,774,514,509	3,019,319,875	4,755,194,634

令和4年度計算書類に対する注記 法人全体用

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

該当なし。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
該当なし。			
合 計			

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
滋賀県第1回公募公債	30,000,000	29,385,450	△614,550
合 計	30,000,000	29,385,450	△614,550

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

(単位：円)

種類	法人等の名称	住所	資産総額	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				

取引条件及び取引条件の決定方針等

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし